令和８年（フ）第１４３１号
さいたま市浦和区領家７丁目２番５号　パレス与野16　201号室
債務者　青梅　裕江
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５４０号
埼玉県志木市中宗岡二丁目７番51号
債務者　江口　勲二
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６１９号
埼玉県鴻巣市本町４丁目１番23―201号　ラクセシア鴻巣駅前
債務者　黒田　愛美
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６４６号
埼玉県加須市柳生2837番地８　ベルハイム105、旧住所さいたま市岩槻区大字小溝1078番地４　つばさ荘３号室
債務者　大場　美範
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４５６号
埼玉県三郷市彦野１丁目84番地　沖第３ハイツ203号室
債務者　西園惠美子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５７０号
滋賀県草津市笠山２丁目１番11―601号　プリムローズ・Ｊ、破産手続申立時の住所埼玉県八潮市八潮８丁目14番地２　グリーンパーク第２八潮305号室
債務者　秋吉　竜也
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３０３号
埼玉県熊谷市妻沼東２丁目67番地１　Ｔｗｉｎｋｌｅ５　102
債務者　和気　美佳
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３４２号
埼玉県本庄市児玉町児玉1271番地１　昭和の里　本庄児玉、旧住所埼玉県桶川市西２丁目８番31号　昭和の里　桶川227号
債務者　早船　宏之
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４３０号
相模原市南区上鶴間本町７丁目５番21号　若葉サンハイム102
債務者　松田　勇
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４５２号
相模原市南区新磯野３丁目20番１号　セントラルハウスＡ201号室
債務者　佐々木久美子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１０７３号
北海道千歳市春日町４丁目１番18―307号　りんごハウス
債務者　栃本　牧枝（旧姓鳥本）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５０号
札幌市白石区東札幌１条１丁目７番25―103号
債務者　中嶋　さおり
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４６７号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番52―902号
債務者　佐藤　敬
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３１号
札幌市東区北22条東１丁目４番３―402号
債務者　亀谷　桃把
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５９２号
札幌市豊平区月寒東５条６丁目２番11号　エフティハイム月寒２―11号
債務者　太田　夏実
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６２７号
札幌市豊平区平岸１条17丁目３番５号　エーデル豊平201号
債務者　野中　亮
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３０号
札幌市中央区南19条西14丁目２番16号　グリーンハイツ山鼻102号
債務者　佐孝　弘司
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで札幌地方裁判所民事第４部